

2026年3月2日

NTT 東日本株式会社 神奈川事業部
日本放送協会 横浜放送局

災害発生時の施設利用について

NTT 東日本株式会社 神奈川事業部(執行役員 神奈川事業部長:相原 朋子、以下「NTT東日本 神奈川事業部」と日本放送協会 横浜放送局(横浜放送局長:高柳 由美子、以下「NHK 横浜放送局」)は、NTT 東日本 神奈川事業部が管理する施設「横浜北ビル」の一部スペースを災害発生時にNHK横浜放送局に貸し出すことで合意しました。

地震、津波等の災害発生時に、地域住民に必要な情報等を届けるため、NHK 横浜放送局が取材等の業務の拠点として当該スペースを必要期間借用することを想定しています。



左)NTT 東日本 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子、右)NHK 横浜放送局長 高柳 由美子

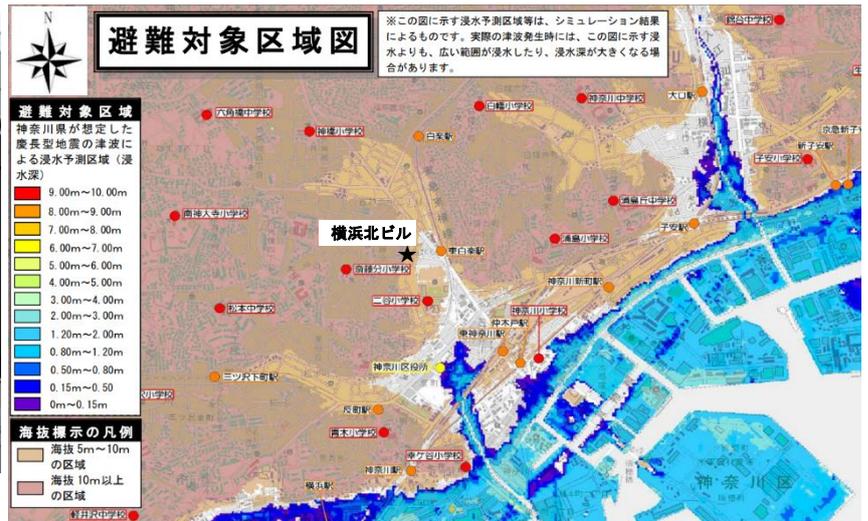
1. 概要

(1) 合意内容:

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号が定める災害の発生時に、地域住民に必要な情報を届けるため、NHK横浜放送局が災害報道および被災者支援の取材等の業務を継続する拠点として、NTT 東日本 神奈川事業部から施設の一部スペースを必要期間借用すること。

(2) 対象ビル:横浜北ビル<住所:横浜市神奈川区斎藤分町24-12>

(3) 合意の効力発生日:2026年3月1日



2. 本件に関する報道機関からの問い合わせ先

NTT東日本 神奈川事業部 企画総務部 企画部門 広報担当

TEL:045-226-6123 E-mail:kanagawa-kouhou-ml@east.ntt.co.jp

NHK 横浜放送局 経営企画グループ

TEL:045-212-2831